

		NAZCA5 使用許諾契約書			
		改定前		改定後	
1	変更	第2条>2	<p>契約の終了日は、新規契約の場合は「ライセンス証書」で定めた使用可能期間の終了日とし、更新の場合は前終了日から原則1年後とします。ただし、終了日が異なる契約が存在する場合、終了日を統一した契約期間とする場合があります。前契約が複数年契約の場合、同じ年数後を契約の終了日とします。</p>	第2条>2	<p>契約の終了日は、新規契約の場合は「ライセンス・保守サービス証書」で定めた使用可能期間の終了日とし、更新の場合は前終了日から原則1年後とします。ただし、終了日が異なる契約が存在する場合、終了日を統一した契約期間とする場合があります。前契約が複数年契約の場合、同じ年数後を契約の終了日とします。</p>

		NAZCA5 保守サービス契約書			
		改定前		改定後	
1	変更	冒頭	<p>本契約は、お客様（個人/法人を問いません）と株式会社ゴードンソリューション（以下「弊社」）との契約であり、弊社は、本契約書の「第1条 本サービスの対象」で規定するライセンスIDを対象とし、NAZCA5 保守サービス（以下「本サービス」）をお客様に提供します。</p> <p>サブスクリプションにおいては本契約書の「第2条 本サービスの内容」で規定する内容をお客様が利用した時点で、お客様が本契約書のすべてに同意いただいたものとし、本契約書の下記条項に基づき契約を締結します。</p> <p>また、パッケージにおいてはお客様が直接または所定の販売店経由で弊社に本サービスの注文書を提出した時点で、お客様が本契約書のすべてに同意いただいたものとし、本契約書の下記条項に基づき契約を締結します。</p> <p>パッケージにおける本サービスの契約は、所有する各ライセンスID単位で締結されるものであり、ライセンスID内における各製品単位で契約することはできません。</p>	冒頭	<p>本契約は、お客様（個人/法人を問いません）と株式会社ゴードンソリューション（以下「弊社」）との契約であり、弊社は、本契約書の「第1条 本サービスの対象」で規定する製品を対象とし、NAZCA5 保守サービス（以下「本サービス」）をお客様に提供します。</p> <p>サブスクリプションにおいては本契約書の「第2条 本サービスの内容」で規定する内容をお客様が利用した時点で、お客様が本契約書のすべてに同意いただいたものとし、本契約書の下記条項に基づき契約を締結します。</p> <p>また、パッケージにおいてはお客様が直接または所定の販売店経由で弊社に本サービスの注文書を提出した時点で、お客様が本契約書のすべてに同意いただいたものとし、本契約書の下記条項に基づき契約を締結します。</p> <p>パッケージにおける本サービスの契約は、所有する各製品単位で締結することができます。</p>
2	変更	第1条>1	<p>弊社は以下に列挙する条件に該当するライセンスIDを、本サービスの対象とします。</p> <p>A)サブスクリプション：すべてのライセンスID B)パッケージ：本契約を締結したライセンスID</p>	第1条>1	<p>弊社は以下に列挙する条件に該当する製品を、本サービスの対象とします。</p> <p>A)サブスクリプション：すべての製品 B)パッケージ：本契約を締結した製品</p>
3	変更	第3条>3	<p>お客様は弊社が発行するライセンスIDを提示することで、本サービスの提供を受けることができます。</p>	第3条>3	<p>お客様は弊社が発行するエンタイトルメントIDを提示することで、本サービスの提供を受けることができます。</p>
4	変更	第5条>3	<p>契約の終了日は、新規契約の場合は開始日から原則1年後の月末日とします。更新の場合は、前有効期限から原則1年後とします。ただし、終了日が異なる契約が存在する場合、終了日を統一した契約期間とする場合があります。前契約が複数年契約の場合、同じ年数後を契約の終了日とします。</p>	第5条>3	<p>契約の終了日は、新規契約の場合は「ライセンス・保守サービス証書」で定めた保守期間の終了日とします。更新の場合は、前有効期限から原則1年後とします。ただし、終了日が異なる契約が存在する場合、終了日を統一した契約期間とする場合があります。前契約が複数年契約の場合、同じ年数後を契約の終了日とします。</p>
5	変更	第6条>2	<p>契約更新および解除はライセンスID単位で行われ、各ライセンスID内に含まれる各製品のライセンス単位で更新および解除を選択することはできません。</p>	第6条>2	<p>契約更新および解除は各製品単位で行うことができます。</p>